

2 市民は、自らの自由な意思に基づき、公益の増進に取り組むコミュニティの活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

3 市は、公益の増進に取り組むコミュニティから提出された市政に関する意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない。

(協働)

第26条 市民及び市は、適切な役割分担の下、地域の課題を解決するため、互いの自主性及び特性を尊重し、対等の立場で連携し、又は協力するよう努めるものとする。

2 市民は、自らの自由な意思に基づき、地域の課題を解決するため、対等の立場で相互に連携し、又は協力するよう努めるものとする。

(海岸地区で新たな地域コミュニティの取り組みを進める理由)

多くの方に愛されている海を大切にし、自然と文化が共存する海岸地区であり続けるためには、今まで以上に地域の団体や住民が身近な問題について気軽に話し合い、顔の見える関係づくりや住民相互の連携を図り、「共助」の力を強くしていかなければならない。また、従来自治会が担ってきた地域におけるコーディネート機能をさらに高め、地域横断的な取り組みを進めることが必要となることから、地域と市とが密接に連携・協力し、多くの住民で地域の情報を共有し、課題を発見し、その課題を解決していくため、新たな地域コミュニティの形成を図ることとした。

(海岸地区での新たな地域コミュニティの取り組みを進める目的)

(1) 協議の場

地域住民と市が協働して、地域の様々な立場の方々が、自分たちの地域について話し合い、地域の課題を共有し、協議をする。

(2) まちぢからの醸成

地域の課題を解決するために必要なサービスや事業を、地域が市と協働して実行することにより、地域で活動している多様な担い手の連携を推進する。また、地域住民の地域活動への新たな参画を促進し、地域活動を活性化し、まちぢからを高める。

(3) 自助・共助・公助のまちづくり

活力のある地域社会を持続可能なものとしていくため、地域と市がそれぞれの責任の下で役割を担い、日常の問題を解決する環境づくりを進めることで地域における支え合いのカタチを再構築し、共助の拡大につなげる。

(4) 地域住民主体の市政

地域の事情を踏まえ、地域住民と市が協働して、地域の多様な方々が協議することにより、地域で何を優先して実施すべきかの選択が行えるようになり、地域が優先すべき地域課題に予算・設備を効果的に活用し、事業展開ができるようにする。